

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 13 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震の発生に伴う重度障害者の入院に係る支援について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康福祉機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房給与厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 13 日

地 方 厚 生（支）局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震の発生に伴う重度障害者の入院に係る支援について

平成 28 年熊本地震の発生に伴い、被災地の医療機関においては通常以上の患者を診療する等、緊急的な対応が行われているところである。

この中で、生活の支援に当たりコミュニケーションなど特別な技術が必要な重度障害者が、地震によりかかりつけの医療機関以外に入院するなどの場合があることを踏まえ、生活の支援に当たり特別な技術が必要な重度障害者の震災による入院中の生活の支援について、下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 今般の地震により被災し入院した重度の障害者であって、入院中の看護に当たりコミュニケーションなど特別な技術が必要な重度障害者（以下、「患者」という。）については、入院前から支援を行っており、当該患者のコミュニケーション技術や生活上の特性を熟知している支援者（以下、「支援者」という。）が、その入院中に付き添い、患者の生活に係る支援を実施して差し支えないこと。
2. 1 による支援は、保険医療機関の職員が、当該患者のコミュニケーション等の技術を習得するまでの間において行われるものであること。
3. 1 により支援が行われる場合においては、支援者は患者の生活に係る支援のみを行うものであり、当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は看護要員の看護力を補充するようなことはあってはならないこと。
4. 支援者は、1 による支援を行う場合は、当該保険医療機関の職員と十分に連携をとり、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿うよう努めること。
5. 保険医療機関は、1 により支援が行われる場合であっても、支援者の付添いを入院の要件とし、又は支援者に当該保険医療機関の看護の代替となるような行為を求めてはならないこと。

以上